

2017年9月6日

新潟市議会議長 永井 武弘 様

核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出に関する陳情

提出者

「ヒバクシャ国際署名」新潟県連絡会

新潟県原爆被害者の会 会長 山内悦子

原水爆禁止新潟県協議会（原水禁）理事長 近藤正道

原水爆禁止新潟県協議会（原水協）代表理事 赤井純治

新潟県生活協同組合連合会会長理事 長谷川聡

連絡先：〒950-0965新潟市中央区新光町6番地6

新潟県生活協同組合連合会事務局内

7月7日、ニューヨークの国連本部で、核兵器禁止条約が圧倒的多数の賛成で成立した。広島・長崎への原爆投下から70年以上を経て、ついに核兵器を禁止する条約が採択されたことは、核兵器廃絶に向けた画期的な前進である。条約には国連加盟国（193カ国）の3分の2近くに及ぶ122カ国が賛成し、100以上の市民団体も交渉に参加した。エレン・ホワイト議長も「広島・長崎の被爆者や核実験の被害者も重要な役割を果たした」と高く評価している。

一方、米国や英国、フランス、ロシア、中国など核保有国は条約に反対し、「核の傘」の下にある約40カ国の政府も交渉に参加しなかった。唯一の戦争被爆国である日本も米国への配慮から交渉に参加しなかった。

米英仏は条約成立後の共同声明で「北朝鮮の核開発計画という深刻な脅威に解決策を示さない」として、核抑止政策と矛盾し、むしろ安全保障の環境を損なうなどとして条約に対立する姿勢を示した。日本の別所浩郎国連大使は、「日本は核保有国と非保有国が協力する中で核兵器のない世界を目指している。この条約交渉は、そうした姿で行なわれたものではない」として、「日本は署名しない」と言明している。

確かに核兵器保有国の参加を得て、条約が実効性をもつには困難が予想される。しかし、核兵器の非人道性を、身をもって体験した日本は、核の傘の下で条約に背を向けるのではなく、核兵器禁止条約の立場に立って粘り強く核兵器保有国を説得する役割を果たすべきである。

以上の立場から、下記事項の速やかな実施を政府に求める意見書を提出するよう陳情する。

記

- 一、 日本政府は核兵器禁止条約をすみやかに調印すること。
- 二、 それまでの間は、オブザーバーとして締約国会合および再検討会に参加すること。

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た今年7月7日、核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押した。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するものとなっている。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められる。

9月20日には核兵器禁止条約の署名が開始される。我々は日本政府がすみやかに禁止条約に調印することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

殿

外務大臣

殿

新潟市議会議長

永井 武弘